

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊橋市東幸町字東明5番地
氏 名 成和环境株式会社
代表取締役 豊田 能史
(法人にあつては、名称及び代表者氏名)

令和4年1月17日付けで申請のあつた一般廃棄物収集運搬業については、次の条件を付して許可する。

令和4年1月24日

田原市長 山下 政良 印



事業の 範 囲	事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
	取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
区域	田原市一円	
許可期間	令和4年2月24日から令和6年2月23日まで	
収集運搬の方法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、同法施行令第3条に定める基準に基づき行わなければならない。	
附帯事項	1 田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例並びに同規則に定める条項を遵守すること。 2 収集運搬に当たっては、特に一般廃棄物の飛散及び流出のないように留意すること。 3 この証は他人に貸与し、又は譲渡しないこと。	